

品川区長 殿

2024 年 3 月 31 日

令和5年度第三者評価結果報告書

〒153-0063
住所 東京都目黒区目黒2丁目10番
5の101号
電話番号 03-3495-4283
評価機関名 特定非営利活動法人
関東シニアライフアドバイザー協会
代表者氏名 佐藤 昌子

下記のとおり評価を行ったので報告致します

対象事業所	すまいるスクール旗台												
評価者	1	神戸 理											
	2	藤田 能成											
	3	山田 紀子											
	4												
評価実施期間	2023	年	7	月	21	日	～	2024	年	3	月	31	日
利用者調査実施時期	2023	年	10	月	1	日	～	2023	年	10	月	31	日
訪問調査日	2023	年	11	月	25	日							
評価者合議日	2023	年	12	月	1	日							
評価結果報告日	2024	年	3	月	31	日							



詳細講評

評価基準

A	評価項目を実施している
B	評価項目を実施しているが十分ではない
C	評価項目を実施していない

I 放課後児童健全育成事業の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

通番	評価項目	評価	講評
	(1) 理念・基本方針が確立・周知されている。		
1	① 理念・基本方針が確立・明文化され、職員及び利用者等に周知している。	A	区の運営基本方針に基づいて、全児童を対象に学校内の施設を活用して安心・安全な放課後の居場所として運営されています。①放課後の学習の場②家庭の代替え機能としての生活の場③児童の遊び・文化活動の場の3つの機能を提供するための運営が行われています。また、運営委託を受けた事業者は独自の運営理念の元で、利用者の理解を得ながら日常の運営に当たっています。

I-2 運営状況の把握

通番	評価項目	評価	講評
	(1) 運営環境の変化等に適切に対応している。		
2	① 事業を取り巻く環境と運営状況を的確に把握し学校と連携して対応している。	A	国の「新・放課後子ども総合プラン」としての「放課後児童クラブ」と、「放課後子ども教室」とを一体的に運営する、区の全児童放課後等対策事業として実施されています。間食の提供や時間延長など、状況や環境の変化に応じて様々な見直しが従来から行われてきました。現在は区の職員1名が担当指導員として配置されています。全体で6ブロック3グループ制となっていますが、当施設は第六ブロックに属し、荏原グループのグループ長が統括しています。担当指導員は学校の会議に参加するほか、全体会、ブロック会等を通じて情報収集と共有を図り、運営課題を明確にして委託職員との十分なコミュニケーションの下で、スムーズな施設運営に取り組んでいます。
3	② 運営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	A	

I-3 事業計画の策定

	評価項目	評価	講評
	(1) 事業計画が適切に策定されている。		
4	① 前年度中に翌年度基本方針を踏まえた年度の計画を策定している。	A	年間事業実施計画は、毎年2月に作成されます。地域や学校、すまいるスクールの状況・特性を分析し、3つの機能への取組みと翌年度の課題について明らかにします。また、児童対象事業（低学年・高学年）、保護者参加事業、幼保連携事業、地域との協働の他、具体的な目的・目標、内容も作成しています。年度計画の実施状況の把握と見直しは、ブロック会議や担当者会議で検討され必要な対策が実施されています。新型コロナウイルス感染症の分類が5類へ移行されたのに伴い、保護者会をはじめ制限していた事業を今年度は順次再開しています。3年余りに亘ってほぼ中断していた事業再開に当たっての保護者等への説明・周知には、より丁寧で理解が得られやすい工夫が望まれます。
5	② 事業計画をふまえたすまいるスクールの運営や活動内容を子どもや保護者等に周知し、理解を促している。	A	
6	③ 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	A	

I-4 放課後児童健全育成事業の質の向上への組織的・計画的な取組

	評価項目	評価	講評
	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
7	① 放課後児童健全育成事業の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	A	活動の内容としては、フリータイム、学習タイム、教室・イベントが主要な活動となっています。フリータイムについては、特に放課後児童クラブの存在が必要とされる児童達にとって、とても重要な取組みとなっています。児童一人ひとりの自主性・主体性を尊重し、創造性を高め、異年齢との関わりの中で社会性を身につけ、様々な遊びを通じた体験ができるよう計画されています。取組み内容や留意点、課題等はブロック会議や全体会で話し合わせ、委託スタッフにも共有できるよう取り計らっています。
8	② 組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	A	

Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 担当指導員の責任とリーダーシップ

	評価項目	評価	講評
(1) 担当指導員の責任が明確にされている。			
9	① 担当指導員は自らの役割と責任を委託職員に対して表明し、理解を図っている。	A	担当指導員は、区のすまいるスクールに関する条例や規則、基準、仕様書、運営に関係する事項等について委託リーダーやスタッフに説明し、理解の促進を図っています。所内ミーティングでは、情報を共有し、必要な職員数や時間ごとの配置等について仕様書に合わせた配置ができるよう取り組んでいます。マニュアルに記載されている条例等の他に、頻繁に改定される児童福祉法や子どもの権利条約、子ども・子育て支援法を含む関連法等についても、定期ミーティング等で、再確認しておくことが望まれます。
10	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	B	
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
11	① すまいるスクールの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	A	学校との連携を保ちながら日々の運営を行っています。学校行事や部活動があるため、活動スペースの確保のための調整が常に必要とされます。そのため、担当指導員は委託スタッフとのコミュニケーションを大切にしています。ミーティングでは、区の方針や学校の情報、運営状況等を共有してもらい、シフト作成へのアドバイスや自身が気づいたこと、研修で学んだこと等もスタッフに伝え、児童が楽しく過ごせる時間を提供することを目指しています。
12	② 運営の見直しや業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	A	

Ⅱ-2 放課後児童支援員など人材の確保・育成

	評価項目	評価	講評
(1) 放課後児童支援員など専門人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
13	① 職員の放課後児童支援員取得状況を把握し、人員配置について計画的な配置体制が整備されている。	A	運営や活動の取り組みについて、担当指導員は委託リーダーと綿密な打ち合わせを行っています。保護者会等の行事や利用予定の状況に合わせて、スタッフの態勢を柔軟に決められるように委託リーダーと連携し、適切で計画的な配置が組めるようにしています。原則的には1日6名のスタッフで対応しています。勤務シフト表は前月の25日までにブロック長に提出することになっており、シフトに欠員等が見込まれる場合には委託リーダーがバックアップ体制を取れるよう調整しています。
14	② 適正な人員配置に向け職員とともに確認や調整を行っている。	A	

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
評価項目	評価	講評
15 ① 職員の就業状況を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	A	委託スタッフは非常勤が多数を占めるため、シフト表作成の際には勤務体制の不備や偏りがないうよう、担当指導員がアドバイスや確認を行っています。また、個々のスタッフともコミュニケーションを図り、明るい職場作りを心掛けています。委託事業者は、独自に自社の福利厚生や研修制度の活用に取り組みむとともに、スタッフへの様々な支援を行っています。
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
16 ① 職員の教育・研修に関する基本方針や計画を策定し実施している。	A	担当指導員の研修は、区担当課の年間研修計画に沿って行われています。担当指導員は、スタッフが参加可能な都や区の研修について委託リーダーに事前に伝え、受講を勧めています。また、自身が受講した研修内容についてミーティングの際に内部研修を行ったり、資料提供するなどして、委託リーダーやスタッフが共有できるように取り計らっています。委託事業者でも独自の研修制度に基づいてスタッフの研修を実施しています。
17 ② 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	A	

II-3 運営の透明性の確保

評価項目	評価	講評
(1) 事業主体の運営の透明性を確保するための取り組みが行われている。		
18 ① 公正かつ透明性の高い適正な運営のための取組を行っている。	A	当すまいるスクールの事業内容は区のホームページで確認することができます。保護者に対する必要な連絡事項は、「すまっぴ」のメール機能を活用する等で発信しています。すまいるスクールの活動を十分に保護者に伝えるため、コロナ禍で中断していた定期的なお知らせの発行を今年度から再開しましたが、毎月のお知らせの発行はこれから取り組む予定となっています。様々なツールを通して繰り返し情報発信することで、保護者の信頼と協力を再び元どおりに得られるようになることが期待されます。
19 ② 運営の透明性を確保するためのお知らせや周知を行っている。	B	

II-4 地域との交流、地域貢献

評価項目	評価	講評
(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
20 ① すまいるスクールと地域との交流を広げるための取組を行っている。	A	当スクールは旗の台駅近くの閑静な住宅地に立地しており、近くのにぎやかな商店街もあります。今年度は7月から、地域との交流や教室・イベントを実施できるようになりました。近隣の高齢者グループホームと子どもたちの直接交流はできませんが、3か月ごとに児童が作成した季節の「折り紙カレンダー」を届けています。3月に実施予定の「お楽しみ発表会」には近隣保育園の年長児を招待する予定です。また、学校で行った児童養護施設との情報交換に担当指導員が参加して情報の共有をしています。
21 ② 外部講師（ボランティア）等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	A	外部講師（ボランティア）等の受け入れは運営マニュアルに沿って、ボランティア登録することになっており、ボランティア保険加入も明記されていますが、活動中に知り得た児童や保護者等の個人情報やプライバシー保護についての確認書は交わされていません。念のため取り交わすことが望まれます。
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
22 ① すまいるスクールとして必要な社会資源を把握し、関係機関等との連携を図っている。	A	運営に必要な関係機関との繋がりや連携については、学校、児童センター、子ども家庭支援センター、児童相談所等と連携して児童の状況を把握し、児童の安全確保と健全育成に努めています。

Ⅲ 適切な育成支援の実施

Ⅲ-1 利用者本位の育成支援

評価項目	評価	講評
(1) 子どもや保護者等を尊重する姿勢が明示されている。		
23 ① 子どもや保護者等を尊重した育成支援について共通の理解を持つための取組を行っている。	A	児童の健康状況を含む保護者と児童に関する情報は、利用登録書兼利用児童状況票に細かく記載され保存されています。特に「利用時に配慮が必要なこと」に記入されている事項は、個別の特別支援児記録のファイルにまとめたり、利用登録書に色分けした付箋をつけることで、委託リーダーやスタッフが分かりやすく共有できるようにしています。また、委託リーダーが毎日行うスタッフミーティングにオブザーバーとして参加することで、情報共有を図るとともに、児童の活動中の写真掲載については、保護者に使用の許諾を受ける等プライバシー保護について配慮した運営を行っています。
24 ② 子どもや保護者等のプライバシー保護に配慮した育成支援を行っている。	A	
(2) すまいるスクール登録・利用に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
25 ① 利用希望者に対して必要な情報を提供している。	A	区が発行する「品川区すまいるスクール」や、施設独自のリーフレットで情報提供を行っています。新1年生家庭には郵送で、低学年生や利用希望する児童には登録票を配布しています。一日の流れや活動内容、入退室のシステム等が説明されています。「すまいるスクール入退室管理等システム」愛称「すまっぴ」とよばれる電子チップ内蔵カードをカードリーダーで読み取る方式で児童の入退室管理がなされており、保護者の携帯端末に送信されています。また、「すまっぴ」で連絡メッセージの送信もできるため必要に応じて、情報の提供も行っています。
26 ② すまいるスクールの利用開始・変更にあたり子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	A	
(3) 子どもや保護者等の信頼関係の向上に努めている。		
27 ① 子どもや保護者等との信頼関係を図るうえで、すまいるスクールとして意識的に取り組んでいることや仕組みがある。	A	児童の自主性や主体性を大切にし、児童が自由に自分について意見を言えることを尊重した運営を心がけています。発達段階に応じて、役割分担をしたり児童のやりたい気持ちを大切にしたイベント開催を行っています。児童同士のトラブルがあった時には、児童の気持ちに沿った対応を行えるように努めています。児童同士のトラブルについては、必要に応じて保護者に手紙や電話で伝え、送迎の際に状況を伝えるなどして情報共有をしています。児童や保護者に対するスタッフの対応が統一感を持てるように日々のミーティングを意識して行っています。
28 ② 子どもの学年や発達段階に応じた伝え方の工夫や活動内容の提案・設定を行っている。	A	

(4) 子どもや保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。

	評価項目	評価	講評
29	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	B	<p>苦情としては、保護者から直接寄せられるもの、学校を通じて寄せられるもの等複数のルートが考えられますが、今のところ、苦情解決の仕組みは確認できませんでした。統一した対応ができるように苦情対応フローチャートなどの作成が望まれます。</p> <p>現在は目立った苦情はほとんど寄せられていないようですが、苦情があった時には担当指導員と委託リーダー、サブリーダーが連携して対応し、ミーティングノート等を活用して情報を共有しています。日頃から保護者の送迎の際に児童の様子を伝え、信頼関係を築けるように心がけています。また、児童や保護者が相談しやすい環境の構築を目指しています。</p>
30	② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し周知している。	A	
31	③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	A	

(5) 安心・安全な育成支援の提供のための組織的な取組が行われている。

32	① 安心・安全な育成支援を目的とするリスクマネジメント体制を構築している。	A	<p>区立小学校内に設置されているため、災害や感染症等のリスクに対する取り組みは、基本的に学校に準じて行われています。毎年更新される、区担当課の取りまとめた危機管理マニュアルがあり、ケガ、食物アレルギー、感染症、光化学スモッグ、風水害、地震、犯罪発生時の対応策と予防策が定められており、これに則って取り組んでいます。感染症対策についても、感染症により対応が異なることも考慮して、職員間で共有しています。</p> <p>児童同士のトラブル等については、マニュアルに従って対応し、必ず保護者に連絡して確認・報告をしています。</p> <p>地震や火事に対応する避難訓練は、学校が行う年1回の避難訓練に加えて、すまいるスクール独自の避難訓練も毎年実施しており、災害時に落ち着いた避難行動ができるように児童を指導しています。今年度は安全教育として、新1年生には施設・設備の使い方、交通安全教育を行い、2年生以上には交通安全教育及び自転車についての安全教育を実施しています。</p>
33	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	A	
34	③ 活動中の子どものけがや事故に対し、対処すべきことや保護者等への連絡などが適切に行われ、その取組を職員間で共有している。	A	
35	④ 災害や火事などの発生時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	A	

Ⅲ-2 育成支援の質の確保

	評価項目	評価	講評
(1) 提供する育成支援の標準的な実施方法が確立されている。			
36	① 育成支援について標準的な実施方法を文書化している。	A	育成支援に関する基本方針や重点事項が記載された「すまいるスクール事業運営基本方針」は、区が毎年、前年度末に作成、周知し、共通して使用されています。これは区の長期基本計画を基に策定されるもので、すまいるスクールの基本機能と発展的事業・活動、その他に内容が分かれています。区としての長期基本計画に則り毎年見直しや修正がなされ、次年度の運営基本方針となります。
37	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	A	
(2) 子どもに対する育成支援の計画が策定されている。			
38	① 育成支援の方針を適切に策定している。	A	「すまいるスクール事業運営基本方針」に則り、施設にて「年間事業実施計画」が作成されています。①地域、学校、すまいるスクールの状況・特性、②基本方針および今年度の取り組む課題、③事業運営目的・目標および内容、の3点で構成され、すまいるスクールごとの特性に合わせた計画になっています。児童対象事業に関しては、低学年向けと高学年向けにそれぞれ目的・目標を明確にして、具体的な内容が記載されています。計画の際には、前年度の評価を行うことで、適切な見直しができるようにしています。
39	② 定期的に育成支援の評価・見直しを行っている。	A	
(3) 育成支援実施の記録が適切に行われている。			
40	① 子どもに関する育成支援の記録が適切に行われ、職員間で共有している。	A	毎日実施されているミーティングで報告された内容については、ミーティングノートに記録として残し、全職員で共有しています。保護者との個別の相談、面談等の内容や巡回相談で助言された児童への対応方法についても職員間で共有できるように適宜記録を取り、共有できるようにしています。これらを含めた個人情報を含む記録・文書については、運営マニュアルに則り、鍵のかかる書庫で管理保管しています。
41	② 子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。	A	

IV すまいるスクールの活動に関する事項

IV-1 子どもとの関わり

	評価項目	評価	講評
	(1) 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備		
42	① 安心して過ごせる場としての環境を整備している。	A	職員一人ひとりが児童の気持ちに配慮し、寄り添った対応ができるように心がけています。学習、遊び、工作、読書などの場を用意して、毎日定時に部屋の清掃や整理を行うことで、衛生的で安全な環境整備に努めています。
	(2) 子どもにふさわしい受け入れ体制		
43	① 子どもがすまいるスクールに自ら進んで通い続けられるように援助している。	A	児童にとって魅力的な運営を目指して、新しい遊具の購入や工作、集団遊び、イベントの実施等に取り組んでいます。児童同士のトラブルがあった時はなるべくその日のうちに解決し、持ち越さないように援助しています。職員は毎日のミーティングや打ち合わせを通して児童の状況の把握・理解に努め、情報共有を行っています。子どもの出欠については、利用予定日を出席簿に転記して管理しており、急な変更があった時には必ず確認をしています。
44	② 子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。	A	
	(3) 子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援		
45	① 子ども自身が見通しをもって主体的に過ごせるように援助している。	A	児童が自分で遊びを選択して主体的に自由に遊べるようにしています。発達段階に応じた、運動遊びや工作、読書、ゲーム等多様な活動を提供しています。活動中の遊びを通じて片付けの仕方、学習習慣、食事マナー等の基本的な生活習慣を身に付けられるように援助しています。
46	② 日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助している。	A	毎月開催のイベント実施日は、ホワイトボードに内容と開始時間を記入し、児童たちが興味や見通しをもてるようにしています。職員は一人ひとりの様子を見ながら、新しい遊びに誘ったり、異学年同士でも遊べるように声掛けをしたり、主体となって過ごせるように支援をしています。ミーティングでは、児童の様子や気づき等を話し合いながら情報共有を行っています。
47	③ 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。	A	
48	④ 子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助している。	A	毎月1回、集団遊びの時間を設けて、異年齢の交流や児童同士の関係が広がるようにしています。児童同士のトラブル発生時は、丁寧に話を聴き、相手を思いやる気持ち等を身につけられるように援助しています。また、トラブルに至った経緯や心情、自分の意見や気持ちを安心して表現できる、静かで落ち着いた場所を設ける等の配慮をしています。
49	⑤ 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。	A	

評価項目	評価	講評
(4) 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援		
50 ① 障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、受け入れに努めている。	A	配慮が必要な児童については、学校・保護者等と情報共有し、職員ミーティング等で一人ひとりの特性に合った丁寧な対応ができるように取り組んでいます。年2回の巡回相談として、いわゆる「気になる子」を含めた配慮が必要な児童が、すまいるスクールの中で、発達が促されたり充実した時間を過ごせるようコンサルテーションが行われています。そこで得られた児童たちへのより良い働きかけの方法や集団作りに関する助言や支援の工夫等は職員ミーティングや施設内研修で職員全体で共有できるようにしています。支援学級の担任とは日常的に連絡・相談できる体制を整えています。
51 ② 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っている。	A	
52 ③ 児童虐待の早期発見に向けた取組や適切な対応を関係機関と連携して行っている。	A	すまいるスクール事業運営基本方針に則り、必要に応じて子ども家庭支援センターや学校と常に連携を図っています。児童との会話や表情、所作、身体の状態などの観察から虐待の兆候の有無を見ています。職員の気づきは日々のミーティング等で共有されています。障害を含めた個別の支援が必要な児童だけでなく、多様な文化や背景を持つ児童も在籍しているため、遊びや生活を通して、自然に互いを認め合えるような関係性が作れるよう支援しています。
53 ④ 子どもの国籍や文化、習慣等の違いに関わらず、互いを認め合い理解を深めるような取組を行っている。	A	
(5) 適切なおやつ（間食）の提供		
54 ① 放課後児童クラブの時間帯におやつ（間食）を適切に提供している。	A	間食は、夕食までのエネルギー補給を目的として、市販の菓子類、飲料を区で一括購入して提供しています。午後5時以降7時まで登録の児童を対象にして、全すまいるスクール同じメニューとなっています。メニューや成分は事前に保護者に周知し、アレルギー事故を防ぐために、7大アレルゲンになる材料を使用しないものを提供しています。利用申し込み時に、アレルギー等への配慮が必要の場合は保護者と面談し、どの程度の配慮が必要か確認しています。個別の配慮方法については、一つのファイルにまとめて、全職員が手に取れる場所に保管し、個別対応表および対応フローチャート等を示して、いつでも誰でも即時に対応出来るようにしています。
55 ② 食に伴う事故（アレルギー、窒息、食中毒等）を防止するための対応を行っている。	A	
(6) 安全と衛生の確保		
56 ① 子どもの安全を確保する取組を行っている。	A	食物アレルギーや緊急対応・不審者対応に関する研修などを受講し、職員全体で研修内容を共有して、児童の安全を確保する姿勢を維持しています。下校時には30分ごとに校門までの見送りをして安全を確保しています。定期的にスタッフ全員で遊具や施設内の安全点検、清掃、消毒を実施しています。同時に利用児童への衛生指導も徹底し、全員で施設内の安全、衛生管理を行っています。
57 ② 衛生管理に関する取組を適切に行っている。	A	

IV-2 保護者・学校との連携

	評価項目	評価	講評
(1) 保護者との連携			
58	① 保護者との協力関係を築いている。	A	児童の安心安全を確保するために、事故やケガ、トラブルなどについては、丁寧な対応を行っています。また、個別の面談のみならず、毎日の迎えの際などに相談しやすいよう、必ず保護者への声掛けを心掛けています。
(2) 学校との連携			
59	① 子どもの生活の連続性を保障するため学校との連携を図っている。	A	学校の職員連絡会に参加して、教育や運営状況を把握しています。また、生徒指導夕会への参加や担任教諭、養護教諭との情報共有をしながら、学校と児童の生活の場の連続性を大切にし、配慮が必要な児童に対して学校と一致した援助ができるようにしています。運営協議会や職員連絡会では、すまいるスクールの情報発信を行い理解や協力が得られるように取り組んでいます。児童の活動場所の確保については副校長と相談し、学校行事との兼ね合いを見ながら調整を行うことで十分なスペースが確保できています。
60	② 放課後等の子どもの充実した活動を展開していくために、学校との連携を図っている。	A	

IV-3 子どもの権利擁護

	評価項目	評価	講評
61	① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	B	児童の人権に配慮した取り組みを行っており、ミーティング等で話し合ったり施設内研修を実施しています。令和5年4月に施行された「こども基本法（子どもの権利を保障する法律）」の4つの原則を確認するなどし、日常の子ども支援を職員全体で振り返り、日々の運営に一層活かせるような取り組みを期待します。

総 評

◇特に良いと思われる点

●児童が楽しくすまいるスクールに参加できるように、工夫され特色あるイベントや日々の工作などが行われています

児童たちが楽しい気持ちになるように様々に工夫を凝らした制作活動が行われています。廊下のカレンダーや室内装飾、いつでもだれでもコーナー、また日常活動やイベントの様子を知らせる掲示物にも保護者や教職員に向けてわかりやすく伝えるアイデアにあふれたものとなっています。地域の高齢者施設にも季節ごとに児童の折り紙カレンダーを届けるなどの活動を通じて交流を図っています。

●担当職員は委託リーダー及びスタッフと良好な関係づくりを行っています

区の職員1名がすまいるスクールに担当指導員として配置されています。担当指導員は委託リーダーと綿密に打合せを行い、スタッフ間のコミュニケーションや事業運営、児童への共通理解の促進を図っています。スタッフミーティングにオブザーバーとして参加して情報共有を図り、児童の理解や対応等についてもアドバイスを行うなど、良好な関係づくりを行っています。また、委託スタッフが参加できる都や区の研修について委託リーダーに事前に伝え、受講を勧めたり、受講した研修内容はミーティング等の際に施設内研修を行ったり、資料を提供するなどして、委託リーダーやスタッフが共有できるように取り組んでいます。

◇更なる改善が望まれる点

●「育成支援」の基本的な考え方を職員で共通して持てるような取り組みが期待されます

希望する児童が誰でも利用できるすまいるスクールは、ミーティングやミーティングノート等で情報共有を行ったり児童や保護者への理解が深められるようにしています。しかし、資格や経験、在職年数等、職員一人ひとりが持っているスキルが異なる多様な人材によって運営されているため、職員全員が同一視点・考えで支援をすることが難しいこともあげられます。「育成支援」の基本的な考え方を「放課後の児童の健全育成と遊び及び生活の支援」として策定された運営指針を読み合う等、共通認識が持てるような取り組みが期待されます。

●子どもに関する法律や子どもの権利擁護に対する理解や具体的な実践が望まれます

2023年4月に施行された「こども基本法（子どもの権利を保障する法律）」では、子どもの権利を守るための4つの原則①生命・生存及び発達に対する権利②子どもの最善の利益③子どもの意見の尊重④差別の禁止があります。すまいるスクールでは、日ごろから子どもの人権に配慮した運営を行っていますが、子ども基本法の原則を確認しながら、ミーティング等で子どもの権利を尊重した取り組みや日常の子ども支援のあり方についてを職員全体で振り返り、日々の運営に活かせるように実践していくことが望まれます。

